

業務継続計画（地裁館山支部庶務）

緊急事態宣言が同月 8 日から発効したことに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

登庁する職員を出勤グループと在宅勤務グループとの振り分け、職員の人数を減らして事務処理を行う。

2 発令時継続業務のうち一般継続業務

- (1) 文書の受付
- (2) 裁判部の上記業務を継続するために必要な事務
- (3) 保管金事務
- (4) 庁舎管理事務
- (5) 物品調達事務

3 発令時継続業務以外の業務

(1) 第 1 順位

裁判部の上記業務の第 1 順位を継続するために必要な事務

(2) 第 2 順位

裁判部の上記業務の第 2 順位を継続するために必要な事務

(3) 第 3 順位

上記のいずれにも該当しない庶務・会計等の事務

業務継続計画（地裁館山支部・民事）

緊急事態宣言が同月 8 日から発効したことに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

登庁する職員を出勤グループと在宅勤務グループとの振り分け、職員の人数を減らして事務処理を行う。

2 優先処理業務

(1) 指定期日の取消し

4月8日から5月8日までの間に指定された訴訟及び調停期日を取り消す。

(2) 破産事件について

破産管財人に登庁の可否を確認し、登庁不能であれば債権者集会期日（次回期日）を延期する。破産管財人が登庁可能であり、破産手続終局見込み（次回カラ期日を含む。）であれば、期日を維持する。なお、この場合において、破産者が来庁する必要性について検討する。

(3) 来庁自粛の要請

電話による問い合わせに対しては、郵送での対応をお願いする。

3 発令時継続業務のうち一般継続業務

文書の受付

4 発令時継続業務以外の業務

(1) 第1順位

ア 保全事件

イ D V 事件

(2) 第2順位

ア 執行に関する事務（特に緊急を要する手続）

イ 倒産に関する事務（特に緊急を要する手続）

(3) 第3順位

- ア 民事訴訟に関する事務
- イ 民事調停に関する事務
- ウ 執行に関する事務（上記(2)を除く。）
- エ 倒産に関する事務（上記(2)を除く。）
- オ その他の民事事件に関する事務

業務継続計画（地裁館山支部、館山簡裁・刑事）

緊急事態宣言が同月 8 日から発効したことに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

登庁する職員を出勤グループと在宅勤務グループとの振り分け、職員の人数を減らして事務処理を行う。

2 優先処理業務

公判の係属が 3 件（在宅 1 件、勾留 2 件）あるが全て期日を変更した。

3 発令時継続業務のうち一般継続業務

(1) 文書の受付

(2) 令状に関する事務

4 発令時継続業務以外の業務

(1) 第 1 順位

ア 身柄に関する事務

イ 略式手続に関する事務

ウ 起訴状送達に関する事務

エ 国選弁護人選任に関する事務

(2) 第 2 順位

ア 上記(1)以外の刑事公判（勾留中）に関する事務

イ 上訴に関する事務

(3) 第 3 順位

ア 上記(1)以外の刑事公判（在宅）に関する事務

イ その他の刑事事件に関する事務

業務継続計画（館山簡裁・民事）

緊急事態宣言が同月 8 日から発効したことに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

登庁する職員を出勤グループと在宅勤務グループとの振り分け、職員の人数を減らして事務処理を行う。

2 優先処理業務

(1) 指定期日の取消し

訴訟及び調停事件で、4月8日から5月8日までの間に指定された全ての期日を取り消した。

(2) 来庁自粛の要請

電話による問い合わせに対しては、郵送での対応をお願いする。

3 発令時継続業務のうち一般継続業務

文書の受付

4 発令時継続業務以外の業務

(1) 第1順位

保全事件

(2) 第2順位

ア 民事訴訟に関する事務

イ 民事調停に関する事務

ウ 督促手続に関する事務

エ その他の民事事件に関する事務